

芦屋都市計画地区計画の決定（芦屋町決定）

都市計画総合運動公園地区計画を次のように決定する。

名	称	総合運動公園地区計画
位	置	芦屋町大字山鹿
面	積	約 4.7 ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>本地域は、都市計画道路竹並芦屋線沿いに位置し、総合運動公園として整備された地区である。</p> <p>また、当地区の北側においては、低層住宅地としての市街地形成のため、土地区画整理事業が予定されている。</p> <p>このため、地区計画を定めることにより、町民のスポーツ活動及び健康づくりの振興を図る施設の整備・保全を図るとともに、周辺に計画されている低層住宅地と調和した良好な市街地の形成・保全を目指す。</p>
	土地利用の方針	<p>町民のスポーツ活動及び健康づくりに資するため、体育館を中核とした総合運動公園としての土地利用の維持・増進を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺の土地利用と調和した良好な総合運動公園としての環境の形成・保全のため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の形態又は意匠の制限を設定する。</p>

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の 用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 体育館 2 集会所 3 公衆便所等公共上又は公益上必要な建築物
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から計画図表示の道路（都市計画道路竹並芦屋線）の境界線までの距離は、5 m以上とする。</p>
		建築物等の高さの最高限度	<p>25 m</p>
		建築物等の形態 又は意匠の制限	<p>建築物の建築に当たっては、次の点に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の意匠は、周囲の景観と調和のとれたものとする。 2 建築物の屋根及び外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、周辺との調和のとれた落ち着いた色調とする。

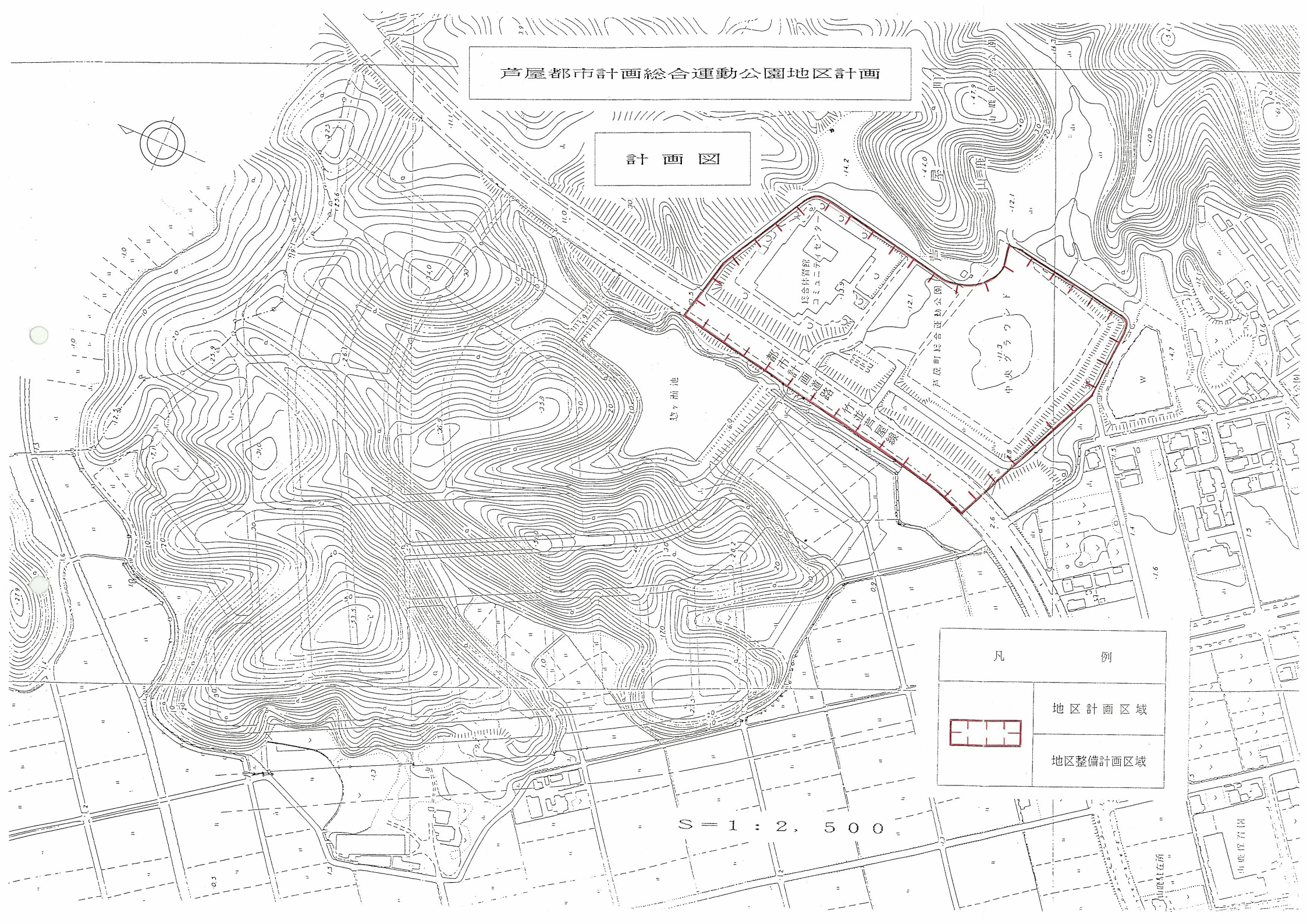
「区域は計画図表示のとおり」

理由

用途地域の決定に伴い、周辺の土地利用と調和した良好な総合運動公園としての環境の保全を図るため、本案のとおり決定するものである。

芦屋都市計画総合運動公園地区計画

計画図





慈ヶ瀬池

総合体育館
コミュニティセンター

芦屋町総合運動公園

中央グラウンド

凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域

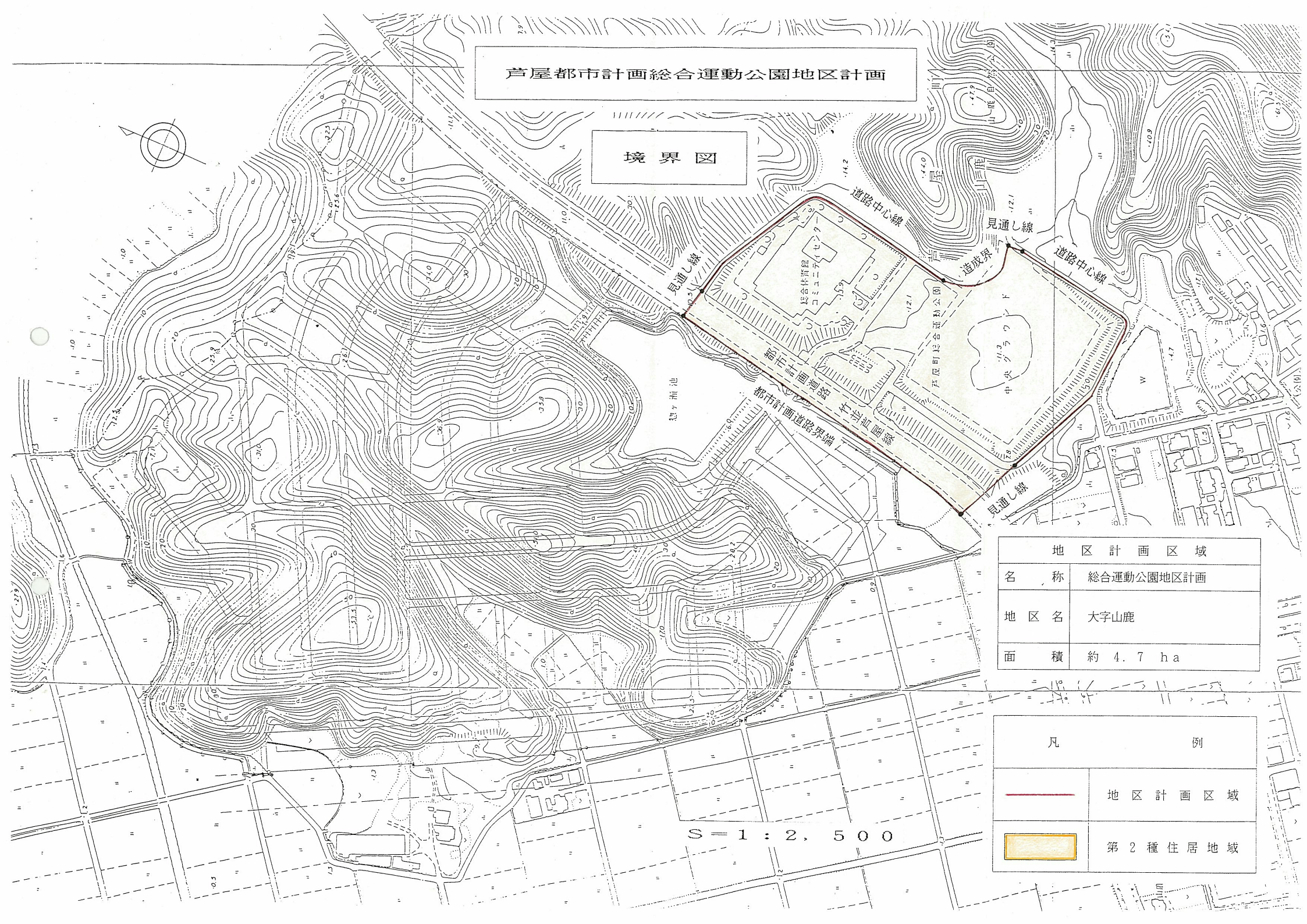
S = 1 : 2, 5 0 0

山鹿社立新



山鹿社石祠

芦屋都市計画総合運動公園地区計画

境界図



地区計画区域	
名称	総合運動公園地区計画
地区名	大字山鹿
面積	約 4.7 ha

凡 例	
	地区計画区域
	第2種住居地域

S = 1 : 2,500